



# 埼玉県報

第 3082 号  
平成 31 年(2019 年)  
2 月 22 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 19 県南部地域特別支援学校（仮称）新築工事に関する入札公告（入札課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 東松山市市の川特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道飯能下名栗線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道西宝珠花屏風線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 2・3 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県教科用図書採択地区の設定（義務教育指導課）
- 埼玉県指定有形文化財の指定（文化資源課）
- 埼玉県指定天然記念物の追加指定（文化資源課）
- 埼玉県指定天然記念物の指定解除（文化資源課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 工事概要等

### (1) 工事名

19 県南部地域特別支援学校（仮称）新築工事

### (2) 工事場所

埼玉県戸田市大字新曾字稻荷1093番1

### (3) 工事期間

契約確定の日から平成32年12月15日（火）まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 目的

県南部地域における特別支援学校の児童生徒増への対応を図り、インクルーシブ教育及び高等学校における特別支援教育を推進する。

#### イ 用途

学校（教室、体育館、プール等）

#### ウ 規模及び構造

鉄筋コンクリート造 4階建て

延べ面積 9,583.3㎡

#### エ 工事内容

建築一式工事（設備工事を除く。）

### (6) その他

本工事は、発注者が応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。

なお、見積りを求める資材等については、入札情報公開システムに掲載する入札見積明細書記載品目とする。

## 2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成29年4月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer13（平成30年7月1日施行）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成29年5月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

### (1) 方式

技術提案型Aタイプ

## (2) 評価値の算出方法

除算方式

## 3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成29年9月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

### (1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

### (2) 掲載期間

平成31年2月22日（金）から同年4月11日（木）まで

## 4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

## 5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム若しくは郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内に資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

### (1) 郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

### (2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成31年2月25日（月）午前9時から同年3月15日（金）午後5時まで

### (3) その他必要な資料の提出受付期間

平成31年2月25日（月）午前9時から同年3月19日（火）午後5時まで

#### (4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

### 6 入札参加資格の確認

#### (1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、平成31年3月25日（月）にそれぞれその旨を通知する。

#### (2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成31年4月3日（水）午後3時まで上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

### 7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

#### (1) 郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

#### (2) 質問受付期間

平成31年2月25日（月）午前9時から同年3月8日（金）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同年3月7日（木）必着のこと。提出期限後に到着した場合には、回答しない。）

### 8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成31年3月13日（水）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵便又は信書便で回答するので、次の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、

入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

## 9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

### (1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7(2)「紙による入札書の提出」の承認を得たものは、この限りでない。

### (2) 入札書の提出期間

平成31年4月8日(月)午前9時から同年4月10日(水)午後5時まで

### (3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

#### ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当

#### イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

#### ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

### (4) 開札日時

平成31年4月11日(木)午前9時30分

## 10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成25年9月1日施行)(第10条第1項(1)及び(6)を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

## 11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

### (1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

### (2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成28年度及び平成29年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

### (3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を平成29・30年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

### (4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成20年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1棟の建築物で延べ面積5,000㎡以上かつ階数3階建て以上の建築物の新築、改築又は増築の工事（増築の工事にあつては、増築部分の延べ面積が5,000㎡以上かつ階数3階建て以上のものに限る。）に係る建築一式工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。また、その他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成20年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1棟の建築物で階数3階建て以上の建築物の新築、改築又は増築の工事（増築の工事にあつては、増築部分の階数が3階建て以上のものに限る。）に係る建築一式工事を元請として完成させた実績を有するこ

と。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上記(4)の施工実績に規定する工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として工事監理に従事した経験（これらと同等と認められるものを含む。）を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格及び上記アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定により、現場代理人との兼務を認めない。

オ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札価格調査制度実施要領第17条第3号の規定により、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

なお、特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

カ 追加技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第4号の規定により、現場代理人との兼務は認めない。

キ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

ク 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期



間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

コ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（平成28年8月1日施行）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年8月20日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保

険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

- コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（平成29年4月1日施行）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社松下設計

所在地 埼玉県さいたま市中央区上落合1丁目8番12号

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準  
設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付

書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 電話048-830-5629 ファクシミリ048-830-4890

イ 依頼書提出期間

平成31年2月22日（金）午前9時から同年3月20日（水）午後5時まで

ウ 納付期限

平成31年4月10日（水）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

イ 提出期限

平成31年4月10日（水）午後5時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成31年4月10日（水）午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成31年7月31日（水）までの期間を含むこと。

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

## 17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

## 18 支払条件

### (1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

### (2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

### (3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

### (4) 各会計年度の支払限度額

平成31年度 契約金額の概ね3割

平成32年度 契約金額の概ね7割

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

## 19 現場説明会

開催しない。

## 20 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

## 21 入札に関する注意事項

### (1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額

の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）及び入札見積明細書を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札
  - イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
  - ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札
  - エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札
  - オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
  - カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札
  - ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
  - サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
  - シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
    - (ア) 入札者の押印のないもの
    - (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
    - (ウ) 押印された印影が明らかでないもの
    - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
    - (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
    - (ク) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
  - ス 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者が行った入札
  - セ その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札
- (9) その他の注意事項

- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することができない。
- イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

## 22 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 手続における交渉の有無

無

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成29年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

- (6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

- (7) 提出された入札見積明細書に疑義が生じた場合は、必要に応じてヒアリングを行う。

- (8) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

- (9) 落札者は、入札見積明細書に記載した資材等に係る取引が確認できる資料（契約書等の写し）を埼玉県が指定する提出先に提出すること。

## 23 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

## 24 Summary

- (1) Nature of Services Required

Construction of the 2019 Saitama Prefecture Southern District Regional Special Needs School (official name subject to change)

- (2) Submission Period for Confirmation Application and Documents

From 9 a.m. on February 25, 2019 (Monday) until 5 p.m. on March 15, 2019 (Friday)



(3) Submission Period for Other Necessary Documents

From 9 a.m. on February 25, 2019 (Monday) until 5 p.m. on March 19, 2019  
(Tuesday)

(4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail

From 9 a.m. on April 8, 2019 (Monday) until 5 p.m. on April 10, 2019  
(Wednesday)

(5) Date and Time of Bidding

April 11, 2019 (Thursday) at 9:30 a.m

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4915

# 告示

## 埼玉県告示第百三十六号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
合名会社光和建设 株式会社グランドホ ーム	後閑 安喜 山上 栄	埼玉県川口市源左衛門新田一九四番 地三マリアージュ東川口三〇九 埼玉県川口市東川口三丁目三番三六号

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十七号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

再設測量（二級基準点測量一点）

三 作業地域

川越市脇田町

四 作業期間

平成三十一年二月十八日から平成三十一年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十八号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

### 三 作業地域

行田市北河原地内

### 四 作業期間

平成三十年十二月二十五日から平成三十一年三月二十九日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から

平成三十六年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 分流区域

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十二年埼玉県告示第千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第千四百四十号、平成二十五年埼玉県告示第千七百七十二号、平成二十六年埼玉県告示第八百八十五号、平成三十年度埼玉県告示第三百三十号の事業地に、鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字伊勢原、字柳戸、字沼北及び字藤久保を加え、鶴ヶ島市柳戸町地内において事業地を変更する。

##### (2) 雨水

##### (一) 収用の部分

(二)

変更なし  
使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

野 原 政 一 埼玉県東松山市美原町一丁目十四番地三

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川口市芝富士二丁目七番三十一―三百三十三号 シャルム蔵

齋藤 伸幸

二 取消年月日

平成三十一年二月十九日



## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能下名栗線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字飯能字向來四四六番二 地先から同市大字飯能字一盃山五 四〇番一地先まで</p>		区 間
八・三一〇・二二・四六	八・三一〇・一一・四九	敷地の幅員 (メートル)
九七・七四		延 長 (メートル)
<p>道路法第二十四条に基づく承認工 事による</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西宝珠花屏風線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
埼玉県春日部市西親野井字浅間下四五一番一 地先まで 西親野井字浅間下四五一番一		区 間
一〇・六二〇 一一・〇二〇	一〇・六二〇 一一・〇二〇	敷地の幅員 (メートル)
一〇・〇〇〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
六番三地先まで 二地先から同郡同町宮代三丁目七八 南埼玉郡宮代町宮代三丁目七八六番		区 間
一〇・九三〇 一一・〇二二	一〇・九三〇 一一・〇二二	敷地の幅員 (メートル)
四七・九〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>春日部久喜線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町宮代三丁目七八六番二 地先から同郡同町宮代三丁目七八六番 三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年二月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年二月二十二日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第八号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長 四七・九〇メートル</p>	<p>備考</p>



## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 春日部久喜線 南埼玉郡宮代町宮代三丁目七八六番二地先から同郡同町

宮代三丁目七八六番三地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年二月二十三日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量  
灯油 JIS 1号 123,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当  
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
  - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当  
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日  
平成 31 年 1 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ヨコタ 絆ネットセンター深谷  
埼玉県深谷市瀬山 787 番地
- 5 落札金額  
69.444 円（1リットル当たり単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 30 年 12 月 18 日

# 告示

## 埼玉県教委告示第六号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年埼玉県教委告示第十三号（埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示）は、平成三十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

名称	地域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市
第四採択地区	蕨市、戸田市
第五採択地区	朝霞市、和光市
第六採択地区	志木市、新座市
第七採択地区	鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町
第八採択地区	上尾市
第九採択地区	川越市
第十採択地区	富士見市、ふじみ野市、三芳町
第十一採択地区	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町
第十二採択地区	所沢市
第十三採択地区	飯能市、狭山市、入間市、日高市
第十四採択地区	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

第二十五採択地区	八潮市、三郷市、吉川市
第二十四採択地区	越谷市
第二十三採択地区	蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町
第二十二採択地区	久喜市
第二十一採択地区	春日部市、杉戸町、松伏町
第二十採択地区	羽生市、加須市
第十九採択地区	行田市
第十八採択地区	深谷市、寄居町
第十七採択地区	熊谷市
第十六採択地区	本庄市、美里町、神川町、上里町
第十五採択地区	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

# 告示

## 埼玉県教委告示第七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	めがね橋（旧倉松落大口逆除） 付 倉松落大口逆除之碑 一基	埼玉県春日部市八 丁目七百十番地	春日部市
絵画	絹本着色釈迦十六善神像 一幅	埼玉県北足立郡伊 奈町大字小室四千 二百二十八番地一	宗教法人 法光寺
工芸品	刺繍三十番神像 一幅	埼玉県加須市騎西 五百五十二番地一	宗教法人 玉敷神社
歴史資料	旧日本煉瓦製造株式会社関係資料 千四百五十九点	埼玉県深谷市大字 上敷免字中島二十 八番地十	深谷市
考古資料	小敷田遺跡方形周溝墓出土土器 十五点	埼玉県熊谷市船木 台四丁目四番地一	埼玉県

# 告 示

## 埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり追加指定する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

種類	名称	所在地	所有者
天然記念物	久那のステゴビル	埼玉県秩父市久那字坂本二千五百五十一番、二千五百五十二番	個人

# 告 示

## 埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者	指定年月
天然記念物	久伊豆神社の大サカキ 一本	埼玉県さいたま市 岩槻区宮町二丁目 四百二十二番	宗団法人久伊豆 神社	平成九年 三月十八 日



# 告 示

## 埼玉県選管告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、羽生市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
羽生市コミュニティセンター	埼玉県羽生市中央二丁目八番十号	羽生市長	四十五人